

令和6年度白鷹町スポーツ成績優秀者激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ等の分野において、全国規模以上の大会等（以下、「大会等」という。）に出場する社会人等の一般者（または一般者による団体）に対し、一層の活躍と指導的役割を担う人材としての健全な成長を期待し激励金を交付するために必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 激励金の交付対象は、町内に住所を有する、または大学等学業のため町外に住所を異動した者で、別表1に掲げる交付対象者の要件を満たす個人及び団体とする。ただしプロスポーツ選手は対象としない。

(交付の基準)

第3条 白鷹町スポーツ協会会長（以下、会長という）は、別表2に定める基準額に基づき、予算の範囲内で激励金を交付する。

2 激励金の交付回数は、1人又は1団体につき年1回までとする。

(交付の申請)

第4条 激励金の交付を受けようとする個人及び団体は、大会等が開催される期日の前後3箇月の間に白鷹町成績優秀者激励金交付申請書（様式第1号）にその優秀な成績を証する書類（事前申請の場合は全国大会出場の内容がわかる書類）の写しを添えて、会長に申請しなければならない。ただし、当該年度末に開催される大会については3月末までに申請すること。

(交付決定等)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、激励金の交付の可否を決定し、白鷹町スポーツ成績優秀者激励金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

(結果報告)

第6条 激励金の交付を受けた個人及び団体は、大会等終了後、速やかに白鷹町スポーツ成績優秀者結果報告書（様式第3号）により、会長へ報告すること。

2 前項の結果報告等は、町広報等を通じ、広く町民に周知する。

(返還)

第7条 会長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、

激励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 大会への参加を中止したとき。ただし、自己の責めに帰することのできない事由によって参加を中止したときは協議による。

(2) 不正な方法により激励金の交付を受けたとき。

(3) その他、激励金の目的に反すると認められたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

交付対象者の要件

対象となる大会等	交付対象者の要件
(1) 国民スポーツ大会 (2) 公益財団法人日本スポーツ協会または公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が、主催または共催する全国大会 (3) 全国障害者スポーツ大会 (4) 全国健康福祉祭スポーツ部門 (5) 上記に準ずる大会 (6) 国際競技連盟が開催する国際大会	下記(1)、(2)のいずれかに該当する個人及び団体 (1) 県大会または東北大会等の予選を経て代表者として出場する、または公益財団法人山形県スポーツ協会加盟競技団体の推薦（山形県選抜チームを含む）をもって出場する登録選手（マネージャーを除く） (2) 日本代表として国際大会に出場する選手

別表 2（第 3 条関係）

基準額

区分	金額等
個人	出場選手 10,000 円
団体	団体登録選手数に個人の基準額を乗じた金額。ただし登録選手数が 10 名を超えたときは、10 名分を限度とする。

※国際大会への出場にあつては、別途協議する。